

介護老人保健施設 入舟

短期入所療養介護（介護予防）サービス契約書（共通契約書）

この契約書は 様（以下「利用者」と略します。）と社会医療法人新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 入舟（以下「事業者」と略します。）との間に居宅介護サービス（短期入所療養介護事業・介護予防短期入所療養介護事業）を実施するための取り決めを行うために作成致します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供します。

- 1 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 契約書別紙（兼重要事項説明書）

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間満了日までとします。

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。
- 3 前項にかかわらず、介護保険法改正又は介護報酬改定にともない重要事項説明書の改定が行われた場合、本同意書をもってその内容に同意したこととします。なお、その内容は、文書により交付します。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況・心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成し利用者に説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌々月20日頃までに請求いたします。

利用者は事業者が指定する日までに、指定する金融機関の口座振替(引落)により支払うものとします。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により利用料の利用者負担金に変更が生じた場合、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができます。ただし、利用者はこの変更に同意することができない場合は本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

但し、催告を行った場合であっても契約の継続を考慮し利用者との調整のため努力いたします。

2 事業者は、前項の催告をした場合には担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は下記に定めるとおりです。

通常の事業の実施地域 新潟市中央区・西区・東区(但し、片道20分以内とする)

(利用者の解約権)

第9条 利用者は7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- ① 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなかった場合
- ② 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為(ハラスメントに該当する行為も含む)を行うなど本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第10条 事業者は次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- ① 利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止する事が出来ないとき。
- ② 利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、自殺を犯す危険性が極めて高いと認められたとき。

- ③ 利用者またはその家族が故意に法令違反や他の利用者及び職員に対する威圧的態度、暴言、暴力、ハラスメント行為等（当事業所の規定するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等に該当すると判断した行為）の秩序破壊行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- ④ 入所者またはその家族・代理人が、事業所の許可なく、音声の録音、画像や動画の撮影、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）への掲載などを行った場合。
- ⑤ 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり契約期間が満了した場合
- ② 第9条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- ③ 第6条もしくは第9条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- ④ 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- ⑤ 第10条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- ⑥ 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- ⑦ 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- ⑧ 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ⑨ 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第12条 事業者はサービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第13条 事業者及び事業者の従業者は、サービス提供にあたり知り得た利用者又は利用者家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り契約中及び契約終了後、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り必要最小限の範囲内で使用します。

4 第1項の規定にかかわらず事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の

責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第14条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処しサービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第15条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(拘束の禁止)

第16条 利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き利用者について、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をいたしません。

2 利用者について、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、利用者に対し、事前に行動を制限する理由、手段や内容、期間について十分に説明致します。この場合、利用者の家族、後見人または身元引受人等関係者に対し、あらかじめ行動を制限する理由、手段や内容、期間について十分説明致します。事前の説明が間に合わなかった場合は、事後直ちに説明を行います。

3 利用者について、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、医師の判断によるものとします。

4 利用者について、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、その措置をとるに至った経過、施設内における検討の過程及び結果、医師の意見、利用者及びその家族等に対する説明の概要などについて記録し、その措置のあった日から5年間は保管します。

(契約外条項)

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

利用者の個人情報の取り扱いについて

介護老人保健施設入舟（および社会医療法人新潟勤労者医療協会）は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用致します。

1) 介護サービスを提供するための通常業務での利用目的

介護老人保健施設入舟では、介護サービスを提供するために、通常の業務において、次の目的で利用者の個人情報を利用致します。

<事業所内での利用>

- ① 利用者への介護サービスの提供および説明
- ② 利用者の家族への説明
- ③ 利用者の介護サービス向上のため

- ④ 入・退所および利用に係る管理
- ⑤ 介護保険事務および会計、経理事務
- ⑥ 事故等の報告
- ⑦ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑧ 事業所での学生等の実習などへの協力
- ⑨ 利用者に係る管理運営業務

＜事業所外への情報提供を伴う利用＞

- ① 利用者を担当する居宅介護支援事業所や他の居宅サービス事業者、地域包括支援センター又は、介護保険施設および医療機関等、ならびに保険者との連携、照会への回答
- ② 検体検査業務などの業務委託
- ③ 介護報酬の請求業務等の介護保険事務
- ④ 実地指導等への対応や第三者評価機関、外部監査機関等への情報提供
- ⑤ 事故の報告、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

2) 第三者への提供

- (1) 利用者の個人情報、あらかじめ利用者（重度の認知症の利用者の場合は家族）の同意をいただくことなく事業者および法人（社会医療法人新潟勤労者医療協会）の職員以外の者に提供する事は致しません。ただし、上記1) に該当する場合は、特にお申し出がない限り、介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において第三者に提供いたします。

※この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者に（説明者）または担当窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- (2) この他、以下の場合についても同意されない場合は担当者（説明者）又は担当窓口までお申出下さい。

- ① 利用者が当事業所に入所されているかどうか又は利用されているかどうか第三者より問い合わせがあった場合の返答
- ② 事業で行事等の際に撮影した利用者の写真を事業所、法人等の広報紙等に掲載させていただく場合

3) 外部委託

当事業所が業務を委託する相手に利用者の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において個人情報の保護や管理が適切に行われている事を事業所の責任において監督します。

4) 個人情報に対する安全対策

私たちは、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流出、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規定を整備し合理的な安全対策を講じています。

5) 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者の個人情報について開示を希望される場合、および個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、担当窓口迄お申し出ください。ご希望に対し、私たちの規程に従い誠実に対応させていただきます。その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいたうえで、必要な情報の提供をお願いいたします。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

社会医療法人 新潟勤労者医療協会 介護老人保健施設 入舟

新潟市中央区入船町3丁目3629-1 TEL 025-229-3607

事務長 阿部 浩典

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり厚生労働省令の規定に基づき当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 新潟勤労者医療協会
主たる事務所の所在地	〒956-0814 新潟市秋葉区東金沢1459番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 五十嵐 修
設立年月日	昭和29年2月19日
電話番号	0250-24-5170

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護老人保健施設 入舟	
サービスの種類	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
事業所の所在地	〒951-8011 新潟市中央区入船町3丁目3629-1	
電話番号	025-229-3607	
指定年月日・事業所番号	平成20年6月1日指定	1 5 5 0 1 8 0 3 3 3
利用定員	定員89人 4人部屋17室 個室 21室	
通常の送迎の実施地域	新潟市中央区、西区、東区(但し、片道20分以内の範囲とする)	
併設施設	舟江診療所 通所リハビリテーション はまなす訪問看護ステーション（訪問リハビリ） ケアプランひだまり 新潟市地域包括支援センターふなえ	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止もしくは要介護状態となることの予防のため適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

短期入所療養介護（又は介護予防短期入所療養介護）は、事業者が設置する事業所において入浴、排

せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 事業所の職員体制

・医師	1名	診療、診察、医学的管理
・看護職員	9名以上	看護及び医学管理下における介護
・介護職員	22名以上	身体及び療養上の介護
・支援相談員	1名以上	入所、退所等に関する相談
・介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1名以上	機能訓練を中心としたリハビリ
・管理栄養士	1名	栄養管理及び献立の作成
・調理員、事務職員		

○夜勤職員 常時4名

6. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員（支援相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 檜前 薫
担当職員の氏名	事務長・阿部浩典 管理師長・長井明子
	支援相談員・介護支援専門員 瀬戸庸光 ・ 土田武 ・ 仲川寛子
療養棟責任者の氏名	課長 立川 卓也 ・ 上杉 直美

生活サービス

当施設は家庭的な雰囲気のもと生活していただけるよう常に利用者の立場に立ち運営します。

食事

：食事時間 朝食8時から、昼食12時から、おやつ15時から、夕食18時から：食事は原則として食堂でお摂りいただきます。

：食べることが出来ないものやアレルギーがある場合等は出来る限り対応いたします。

排泄のお世話

：排泄の自立についての援助を適切に行います。

入浴

：週に2回の入浴を行います。：入浴できない方には、清拭を行います。

リハビリ

：集団体操 月曜日～金曜日 午後 個別リハビリ

面会時間

：8時00分～19時00分

7. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙「利用料金表」のとおりです。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。なお、介護

保険制度が改定された場合の料金改定については、本同意書をもってその内容に同意したことといたします。料金改定の際は改定内容・料金表を送付いたします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地及び電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

9. 非常災害対策

- : 防災設備 スプリンクラー、補助散水栓、非常階段、防煙垂れ幕、誘導灯、
自動火災報知器、非常通報装置、非常用電源、消火器
- : 消防訓練 年2回実施

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-229-3607 面接場所 当事業所の相談室
---------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

また、本契約書の記載事項を厳守する旨、契約者、代理人、身元引受人と共に同意した上で署名し、本契約の証として本書2通を作成し、契約者及び当施設の双方が各1通を保有するものとします。

契約者（利用者）